

# 国立大学法人 信州大学

実践校：長野県松本県ヶ丘高等学校（全校生徒数：約1,000人、実践研究の対象：第2学年320人）

## ①実践研究の趣旨・目的

実践校の生徒たちは、人権の歴史的確立や統治機構、選挙制度、地方自治の仕組みに関する基礎的な知識に関して意欲的に身に付けようとする姿勢が多く見られる。その一方で、そうした知識を活かした発展的な学習や社会的事象を踏まえた学習活動については、課題がみられる。そこで本実践研究では、ビースタやアーレント、デューイなどの理論をもとに、「公共」の授業において「哲学に関わる対話的な手法」を主とした対話活動を取り入れ、生徒が学習内容について自身の意見を表明し、他者の意見を聞くという「民主的な」体験を教室空間において積むことで、社会問題を自分事として捉え、政治参画の意識を高めていくことを目指す。

## ②実践内容

### （1）信州大学での取組・工夫

実践校では教師側も主権者教育のための教材開発や授業の手法について研究する機会、資源、時間は十分に確保できておらず、対話型授業のファシリテーター経験やスキルを持っている者は少ない。そこで信州大学では、①主権者教育としての「哲学対話」理論研究、②実践校における「哲学対話」の教員WS研修に取り組み、研究授業においては③専門家（法律学者や教育学者、弁護士など）による監修・コメントをお願いするなど、工夫を施した。

### （2）実践校での取組・工夫

管理職や公民科の教員と連携して、「公共」を対象として「哲学に関わる対話的な手法」を主とした対話型授業を定期的に実施している。例えば、①学習内容の導入に繋がる「問い」を立てて対話を実施し、生徒の興味・関心を引き出した上で、教科書や資料集を学ぶケースがある。さらに②それまでの学習内容を活かして生徒が社会的事象を自分事として捉え考えることのできる「問い」を設定して対話を実施し、理解を深めるケースがある。

具体的に①のケースの例としては、「公正とは」の単元において、正当な報酬を考える思考実験や「格差とは何か？」を考える際に「哲学に関わる対話的な手法」を活用した。その後、教科書や資料集に沿ってロールズやセンの思想を解説した。

また、②のケースの例としては、「積極的自由と義務」の単元において、社会権としての生存権や、憲法、朝日訴訟について学んだ後に、「最低限の生活とは何か？」という問いを設定して「哲学に関わる対話的な手法の活動」を実施した。それまでの学習内容を復習しながらアウトプットする活動として対話が機能したケースである。

### （3）校内の実施体制・外部連携

氏名（所属・専門分野）	本研究における役割分担
信州大学教育学部 助教 （哲学・教育哲学・主権者教育・哲学対話）	①哲学対話の理論研究 ②研究授業（公民科「公共」）における哲学対話の共同実施 ③教員向け哲学対話WS研修 ④研究授業の分析と学会発表および論文投稿 ⑤事例集の作成
長野県松本県ヶ丘高等学校 公民科教諭 （公民科教育・アクティブラーニング・主権者教育）	①哲学対話の理論研究 ②研究授業（公民科「公共」）における哲学対話の共同実施 ③研究授業の分析補助と学会発表
長野県松本県ヶ丘高等学校 教頭 （地理歴史科教育・日本史教育・主権者教育）	①研究授業（公民科「公共」）の実施補助 ②教員向け哲学対話WS研修の推進 ③企画運営会議の開催
長野県松本県ヶ丘高等学校 英語科教諭 （英語教育・言語学・英米文学）	①教員向け哲学対話WS研修の推進 ②英語科における対話授業の実施 ③研究授業の分析補助
外部連携：法律学者 教育学者 弁護士	

### ③実践の具体事例【長野県松本県ヶ丘高等学校第2学年】

【単元名】「積極的自由と義務」(A公共の扉(3)公共的な空間における基本的原理)

【単元目標】社会権のうち、生存権について日本国憲法第25条や「朝日訴訟」をもとに考え、理解することができる。



時間	単元の指導計画	
	公民科(「公共」)	関連付けた他教科等
1	消極的自由と公共の福祉	倫理
2	積極的自由と社会権	倫理
3	参政権と請求権	政治・経済 コミュニケーション英語Ⅱ
4	「街の景観を守るには？」 (模擬政治)	政治・経済
5	「生存権と憲法」 (哲学に関わる対話的な手法)	倫理 政治・経済
6	国民の義務	政治・経済
7	新しい人権	倫理

**公民第5時**

**「生存権と憲法」**

**授業の概要**

**専門家や関係諸機関等との連携・協働**

**<概要>**

①教科書や資料集をもとに、生存権や「朝日訴訟」について解説した。  
 ②憲法第25条に関して「健康で文化的な最低限度の生活とは何か？」という問いを設定した。  
 ③グループに分かれ、各自の意見を発表しながら哲学対話を実施した。  
 ④各グループの意見や新たな問いを全体で共有し、共通点や相違点を明確にした。  
 ⑤対話シートを参照しながら自己評価アンケートを実施し、対話の振り返りを書いた。

**<指導上の工夫>**

特に「哲学に関わる対話的な手法」を取り入れ、生徒たちが身近な生活から「朝日訴訟」という社会的事象を自分事として捉え考えられるよう工夫した。また「情報活用能力の育成」を図るため、公正に判断し自分の意見をもつための材料として、既習のロールズにおける「公正としての正義」を「倫理」と関連させながら復習するなど、工夫した。

**○公民科と他教科等との連携**

公民科「政治・経済」や英語科の教員とも協力し、「公共」に関連する社会課題について対話型授業を実施した。また、学習内容を「倫理」とも接続できるように、関連する哲学者や概念を取り上げた。

法律学者の方には、特に「朝日訴訟」の教材解説や生活保護の仕組みについてご監修いただき、弁護士の方には、主に生徒から出てきた問いや質問についてフィードバックしていただき、プログラム規定説と法的権利説の違いについてご監修いただいた。  
 (両者とも、事前事後のミーティングにて。教育学者の方には、別件の実践にてご協力いただいた。)

【単元評価】 定期試験において理解定着度を評価。対話の学習活動を対話シートやルーブリックでパフォーマンス評価。(知識・技能、思考・判断・表現、主体性など)

### ④取組の成果や効果・課題

本実践においては「哲学に関わる対話的な手法」を取り入れることによって、①学んだ知識を活かしてアウトプットすること、②「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」(総務省、文科省『私たちが拓く日本の未来』p.31)、③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」(同書、p.31)のように、学習内容が深まる活動として機能・実現させることができた。

特に生徒の変容については、①数量的なデータとして例えば、「これまでの常識について改めて考えることができた(批判的思考)」の項目で「すぐできた72%、できた28%」、「他者に分かりやすく説明することができた(ケア的思考)」の項目で「すぐできた22%、できた72%」など、高い水準を達成することができた。②対話シートや振り返りにおいては、「教育を受ける機会は保障されるべきで、貧しい人であっても高校などに行きたいとなれば行けるように」という意見や「スマホは徐々に必要最低限にあるのでは」という意見など、生徒が**社会的事象を身近な事例と結びつけて自分事として考察**していたことが分かる。③具体的な生徒の言動の変容としては、衆議院選挙の時期に実践校での模擬選挙を主体的に運営する姿が見られたり、英語の授業においても選挙に関連する学習テーマについて話し合っ、そのテーマ自体を民主的に**クラス単位で決める様子**が見られた。また、今後の課題として数量的な分析だけではなく、対話内容や振り返りの質的分析を深めることによって、ビースタ(2010)の指摘する教育の「測定」問題を克服するとともに、対話型授業の評価方法そのものを、他の研究者とともに探究していくことが求められる。